

令和6年度第25回中国地方整備幹部と建専連・中国建専連幹部等との

意見交換会

日時：令和6年7月18日（木）15：00～16：30

場所：ホテルメルパルク広島 6階「瑞雲1の間」

【共通テーマ1】

【議題】

「労務費の基準」の担保等について

【趣旨】

建設業は、仕事量の繁閑により請負価格が乱高下するような安値による受発注が商慣習となって繰り返されており、このことが技能者の固定給を引き上げられない要因となってきました。このような現状を持続可能な建設業に向けた環境整備検討会の提言に基づき、中央建設業審議会（中建審）で議論していただき、労務費等の確保と行き渡りのため、中建審が労務費の基準を作成・勧告し、受注者及び注文者の双方に対して著しく低い労務費等による見積書の作成や変更依頼を禁止（違反受発注者には国土交通大臣等が勧告）するといった内容の建設業法等の改正がなされる方向となりました。

そこで、以下についてお願いするものです。

①今回の制度を実効性あるものにするために、民間工事においても労務費の基準がしっかり担保されるよう、強固なチェック体制を整備していただきたい。

②立入調査などの際に建設業者等の関係者に対し、低価格競争から質の競争へとマインドを変えていただくよう、御指導いただきたい。

③上記①及び②の取組は、地方自治体や民間発注者の理解が大変重要であり、ひいては我が国の経済再生にも関係してくることから、国のリーダーシップでぜひとも御指導いただきたい。

建専連としても、まずは全産業平均並みの処遇改善を目指し、将来的には欧米並みの賃金を目指して尽力していく所存です。

【福井建設産業専門団体中国地区連合会（日本躯体） 要望】

それでは、皆さんのお手元にある資料の共通テーマ1をまず読ませていただきます。

議題「『労務費の基準』の担保等について」。

趣旨。建設業は、仕事量の繁閑により請負価格が乱高下するような安値による受発注が商慣習となって繰り返されており、このことが技能者の固定給を引き上げられない要因となってきました。このような現状を持続可能な建設業に向けた環境整備検討会の提言に基づき、中央建設業審議会（中建審）で議論していただき、労務費等の確保と行き渡りのため、中建審が労務費の基準を作成・勧告し、受注者及び注文者の双方に対して著しく低い労務費等による見積書の作成や変更依頼を禁止（違反受発注者には国土交通大臣等が勧告）するといった内容の建設業法等の改正がなされる方向となりました。

そこで、以下についてお願いするものです。

①今回の制度を実効性あるものにするために、民間工事においても労務費の基準がしっかり担保されるよう、強固なチェック体制を整備していただきたい。

②立入調査などの際に建設業者等の関係者に対し、低価格競争から質の競争へとマインドを変えていただくよう、御指導をお願いしたい。

③上記①及び②の取組は、地方自治体や民間発注者の理解が大変重要であり、ひいては我が国の経済再生にも関係してくることから、国のリーダーシップでぜひとも御指導いただきたい。

建専連としても、まずは全産業平均並みの処遇改善を目指し、将来的には欧米並みの賃金を目指して尽力していく所存です。

今この文章を読ませていただきました。先ほど来地方整備局からるる説明もありましたが、民間発注者に対してこれを御指導いただくのは我々では無理なところがあります。確実に民間発注者の御理解がなければ、我々の末端の子らの確保は非常に難しい現状にありますので、これはぜひとも御検討いただいて、そこまで何とか御指導いただくようお願いしたいと、このように思っております。

以上です。

ただいまの要望に対しまして中国地方整備局から御回答をお願いいたします。

【中国地方整備局建政部 回答】

①の強固なチェック体制の整備についてですけれども、これまでも立入調査とかモニタリング調査におきまして、総価に占める労務費割合がどれくらいなのか、また、法定福利費から計算される労務費等を確認して、不明確な点がありましたら下請さんとの協議のや

りとりを確認するなど、下請さんが提出する労務費の見積りを尊重するよう、その立入検査に入った社さんには要請してきたところでございます。

また、制度の話になるのですけれども、令和5年11月に公正取引委員会が策定した「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の中には、労務費の転嫁に係る価格交渉について発注者及び受注者それぞれが取るべき行動や求められる行動が12の行動指針として定められておりまして、特に発注者は指針に示された行動に沿わない行為をした場合、独占禁止法上問題となり得ることから、この指針に基づいた適切な対応が求められるようになりました。

さらには、このたびの建設業法の改正によりまして、国があらかじめ示した適正な労務費の基準を著しく下回る労務費での契約の締結が禁止されるとともに、資材価格の高騰に伴う請負代金変更に係る協議ルールの整備など、技能労働者さんの賃金原資であります労務費の確保とその行き渡りのための措置が講じられてきたところでございます。

具体的な取組といたしましては、実地調査になってしまうのですけれども、個々の契約におきまして、例えば注文者が受注者の提出した見積額に対して労務費の大幅な減額を求めるなど、不適正な見積り変更を依頼していないか、また、注文者及び発注者のそれぞれにおいて公取の示した12の行動指針に基づいた取組が取られているか、さらには、労務費が標準労務費に照らして妥当かどうか等につきまして、このたび我々のほうも体制を強化いたしまして、建設Gメンということで実地調査を行いまして、改善指導あるいは監督処分も視野に入れて取引の適正化を図っていく所存でございます。

その上で建設Gメンによる実地調査等をより効率的に行うために、皆様方におかれましても、駆け込みホットラインもございますので、そちらに情報を寄せていただいたり、その寄せられた通報や書面調査を通じまして把握した違反疑義情報を活用しまして、違反の恐れがあるものを優先して実地調査を行うなど、運用の工夫を行いながら実効性を確保してまいろうかと思っております。

なお、改正業法の施行時期につきましては先ほどの説明のとおりですけれども、建設Gメンによる実態調査等につきましては先行して取り組んでいきたいと考えておりますので、何とぞ御協力のほどよろしく願いいたします。

続きまして、②、③のマインド変更と国からの指導ですけれども、立入検査など建設業者さんとの直接対応する機会だけではなく、10月から12月の建設業取引適正化推進期間に行います建設業に関する講習会を初めとした各種説明会等の機会を利用いたしまして、

今回の建設業法改正の目的である労働者の処遇改善、資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止、働き方改革と生産性向上に係る様々な取組につきまして、建設業者さんだけでなく地方自治体や民間発注者さんなどへも周知・啓発していくこととしております。

なお、民間発注者さんへの周知・啓発につきましては、先ほども紹介がありましたとおり、6月21日に広島地区で開催された建設業の担い手確保に向けた広島地区意見交換会の中でも建設業4団体で啓発リーフレットを作成しまして、中国地方整備局長と関係行政機関が講演を行う旨申し合わせたところでございます。これらの取組が建設業界全体に浸透していくことによりまして、賃金の上昇、長時間労働の抑制、週休2日の普及など、建設業に携わる方々の就労環境の改善が図られまして、結果として工事成果物の質の向上につながるものと期待しているところでございます。

共通テーマ1についての回答は以上となります。

【(一社)建設産業専門団体連合会 意見】

物すごく明快な答えをいただいたと思います。いろいろ整備局を回っていて整備局のほうから独禁法のお話をされたのは初めて、あらゆる観点で取り締まっていこうと。取り締まりというか指導して業界を変えていこうという機運がうかがえたので、大変感謝しております。

そこで、多分我々業者サイドのほうがなかなかぴんとこないといえますか、どういうことなのだろうかということになるだろうかと思います。例えば土木学会がこれまでの価格決定構造を変えていこうと、積み上げ方式にすべきだと。労務費を積み上げて、材料費を積み上げて、それから経費を積み上げるというような、国の発注は恐らくそうなっているのですけれども、民間においてもそのようにしていくべきではないかというような提言書が出されました。

その話からいきますと、では、独禁法をどのように対応するのかと。一例でQ&Aで出ているのですが、労務費とか材料費、エネルギーコストの上昇分の反映の必要性についてということで、価格交渉の場において明示的に協議することなく価格を据え置くこと、これも独禁法に係ると。また、労務費、原材料費、エネルギーコストなどが上昇したため、取引の相手が我々が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず価格転嫁をしない理由を書面、電子メールで取引相手に回答することなく従来どおりに価格を据え置くこと、これも独禁法に係るということになりますので、我々はこれQ&Aもありますし、公正取

引委員会の「価格交渉に関する指針」がホームページでも出ていますので、今こそ建設業法も我々がコピーを持って現場の所長に対峙できるような分かりやすい業法改正にしてくれということをお願いしてきて、見せていただきましたけれども、そのようになっています。

ですので、建設業法とか独禁法、この辺のところを少し我々も勉強して、こういうことなのかと。分かりにくいところは逆に調整官のほうにこれはどういうことなのでしょうかと相談しながら、我々がしっかりとお客様に説明をして、簡単にそんな材料を上げてくれとか言うのなら、おまえのところはもう次からはいいやとかいうことになれば、これは法的コンプライアンスに触れるのですよということをしかりまず説明をします。

その上で、だったらおまえのところはもういいということであれば、そのときは声を上げて、ぜひともこのホットラインのほうへ、整備局に来てくれということですので、この建設Gメンも全国で135名、限りがあります。効率的、効果的に回るにはどこなのかということ、我々が声を、実際こういうことなのです、ここはちょっとひど過ぎるということ、これは個社でしんどければ業界で、福井会長に言って、福井会長のほうから整備局と話をしてもらって、摘発ということが目的ではなくて、そこに言っていただくことが一番大事なのです。

言ってもらって、現場の所長もやはり現場の責任者として正義感を持ってやっている人もおりますし、そこへ法律が変わるのですよということによって少しずつ所長レベルのマインドが変わっていくと思いますので、ぜひともそこは我々も勇気を振り絞って声を上げていくと。それによって効果的に説明ができていくのではないかなと思いますので、そのようなことを我々建専連サイドでもやっていただけるようお願いしたいと思います。

【司会】

今、非常に大役をお願いされましたので、何らかの形で対応はしていきたいと思うのですが、私は実は何年も前にこの地方整備局との意見交換の後に、秋に建政部のほうと意見交換がありまして、今から何代前の建政部長だったか覚えていないのですが、その場で申したことが、私がそのとき意見交換に参加させてもらった団体は基本建築の業者が多くて、その団体のほとんどの業者が様々な大手ゼネコンさんの一次請の会社だったので、そのときに申したのが、我々名義人という言葉がありまして、その名義人というのはゼネコンさんから一次請で受ける会社の集団ですけれども、それは各社さんが名義

人の集団を持っておられるのですが、この名義人という言葉に苦しめられもしておるのですけれども、助けられもしておるのですね。

どうしても我々その名義人をさせていただいている会社から今回のこの仕事だけやっておいてくれと言われると、到底できない金額でも断らずにやらざるを得ない環境があるのです。なので、それを我々に断らないといけないような状況、環境をつくってもらえますかというお願いをしたことがあるのです。それはもう何年も前の話です。そのときに、その後何が起こったかという、社会保険未加入業者排除の問題が起こったのです。

それまで我々の業界で社会保険に入るか入らないかという問題、ただ、他産業から見ると、当時から社会保険なんか入っていないのは我々の業界だけだったのです。私はそのとき、元請さんが、いや、いいですよ、社会保険入っていない人間を集めてと言うのなら集めますよと。でも、やられるのはあなたのところですよという環境をつくってくれという話をしたことがあるのです。

このたび、ちょっと毛色の違う話にはなるかもしれないのですけれども、結局我々やはり元請さんと長年仕事をしてきた中で、先ほど来出ておるホットラインの話もあります。これはまだまだ残念ながら、日本人の美德として清貧という言葉がある以上、貧しくても高ようじではないのですけれども、少々きつくてもやってしまうというのが我々日本人の感覚の美德というのがある中で、これは言い方、表現は悪いのですけれども、ホットラインで、これは告げ口になるわけですよ。それを正とするかしないかというときに、今我々の業界はそんな甘っちょろいことを言っておれんです。本当に若い子にどうやって手取りをやるか、若い子が入りたい業界にしていくかというのを本当に業界挙げて考えていかなければいかん。

その業界というのは国土交通省さんから我々の業界に対する発注する民間の方から含め、我々専門工事業者の団体も含め、全ての業界の人間が考えないといけないのですけれども、とはいえその一番やりとりをしなければいけん我々とその元請さんのところで、では、それで我々がチクるのですかという話になったときに、それを素直にできんところが間違いなくあるのですね。それをそこまで我々理解してくれというのもおかしい話かも知らんのですけれども、先ほどから出ておりますGメン等々の方々に、できるだけ正確に入っていて、ちょっとここはおかしいのではないですかと我々がお仕事をいただくところにも御指導いただくと、今後我々も交渉しやすくなるというか、それをさせていただくとよりスムーズに末端の子らの処遇を上げていくのではないかと思いますので、先ほど岩田

会長から言われたように、私のほうにそういう要請があればしますが、できればそれはそれに対する御支援をいただけるようお願いしたい次第でございます。

【共通テーマ2】

【議題】

市場の実態に即した工事価格の積算及び調査基準価格や最低制限価格の厳格な運用について

【趣旨】

予算決算及び会計令第80条第2項によれば、予定価格は「契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」と規定されています。工事価格の積算については、物価資料（建設物価や積算資料等）を参考に適切に行われているかと思いますが、最近の資材価格や燃料費等の高騰は目まぐるしく、必ずしも実態が反映されたものとなっていないのが現状です。さらに労務費も上昇しており、現状の積算・請負代金では工事の円滑な施工も難しくなっていることから、公共工事はもちろんのこと民間工事においても適切な積算や対応（最新の取引価格の適切な反映等）をお願いするものであります。

また、国土交通省の指導により、公共工事における工事価格の歩切りは撤廃されましたが、ダンピング対策の一環としての調査基準価格や最低制限価格の設定は、これまで必ずしも工事の品質や労務費の確保に十分寄与してこなかったのではないかと考えられますので、より一層、同価格の算定等については厳格に運用していただきたくお願いするものです。

【(公社) 全国鉄筋工事業協会広島鉄筋組合 要望】

ただいま説明がありました。共通テーマ2の趣旨といたしまして、予算決算及び会計令第80条第2項によれば、予定価格は「契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」と規定されています。工事価格の積算については、物価資料（建設物価や積算資料等）を参考に適切に行われているかと思いますが、最近の資材価格や燃料費等の高騰は目まぐるしく、必ずしも実態が反映されたものとなっていないのが現状です。さらに労務費も上昇しており、現状の積算・請負代金では工事の円滑な施工も難しくなっていることか

ら、公共工事はもちろんのこと民間工事においても適切な積算や対応（最新の取引価格の適切な反映等）をお願いするものであります。

また、国土交通省の指導により、公共工事における工事価格の歩切りは撤廃されましたが、ダンピング対策の一環としての調査基準価格や最低制限価格の設定は、これまで必ずしも工事の品質や労務費の確保に十分寄与してこなかったのではないかと考えられますので、より一層、同価格の算定等については厳格に運用していただきたくお願いするものでございます。

以上でございます。

【中国地方整備局企画部 回答】

公共事業についての取組について、私のほうから説明させていただきます。

まず公共事業の取組につきましてでございますけれども、中国地方整備局では工事発注に当たり最新の単価を適用した予定価の算出を行っております。また、スライド協議が受注者よりあった場合には、スライドを使って設計変更の対応もしているところでございます。この取組につきましては、整備局だけではなくて、5県2市のメンバー等にもその適用についても周知をしているところが実態でございますし、先ほど申しました品確法のお話もでございますので、今後とも周知のほうは努めてまいりたいと思っております。

それから、次の話題でございます低入札調査基準価格、いわゆるダンピング対策を踏まえた基準の話でございます。これにつきましては、これまで施工実績、利潤、この辺を反映して、例えば令和4年度からは一般管理費の計算式の見直しも行われている状況でございます。利潤等も踏まえて考えてございますので、調査基準価格の設定はこれまでどおり運用したいと考えておりますけれども、仮に2024問題等で利潤と見合わないというようなお困り事があればお伝え願えればと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

【中国地方整備局建政部 回答】

続きまして、民間工事における適切な対応の話ですけれども、テーマ1でも申し上げましたが、これまでも立入検査とかモニタリング調査におきまして、労務費等に関する確認を行って、不明な点があれば元請さんに要請してきたところですが、併せまして元請さんから下請さんへの支払い手段とかも確認して、労務費相当額を現金で支払われて

いるか、そこも確認するとともに、あと、設計労務単価が最近の労働市場の実勢価格を適切に迅速に反映し、その中には必要な法定福利費相当額も含まれていること、また、時間外労働の上限規制に対応するために必要な費用も反映したものであるということについて理解を求めまして、技能労働者さんの処遇改善に向けて要請してきたところでございます。

今回の建設業法及び公共工事の入札契約適正化法の改正におきましても、先ほどの説明にもありましたとおり、資材価格の高騰等を踏まえた転嫁協議を円滑化するため、請負代金変更のルールが整備されたところでございます。また、これまで注文者だけにダンピング禁止について義務づけられていたところ、このたびの法改正によりまして受注者側の義務づけも明記されておりますので、発注者・受注者ともになり得る建設業者の皆様におかれましてもその旨の御理解、御協力のほどお願いしたいと思っております。

なお、これらの規定に違反した場合には、許可権者による勧告の対象となること、さらに、勧告に従わないときは公表される場合があること等につきまして、立入検査あるいは建設Gメンによる実地調査など、建設業者さんと直接対応する機会だけでなく、10月から12月の取引適正化推進期間に行う各種講習会を初めとした説明会の機会を利用しまして、建設業者さんだけでなく地方自治体、民間発注者、民間業者さんなどへの周知・啓発についても力を入れていく所存でございます。

共通テーマ2につきましても回答は以上でございます。

【司会】

1点私からよろしいでしょうか。アメリカへ行ったのは何年前でしたか。今から五、六年前に建専連の若手でアメリカのユニオンに勉強しに行ったことがあるのですね。そのときに、アメリカの我々の建設業で働く子ら、これはあくまでアメリカのユニオンの子らなので、全ての建設業で働くいわゆる職方の子の話ではないのですけれども、そのユニオンで働く子らがほかのアメリカの一般製造業と比べて、年収スパンで考えると、建設業で働く子らがやはり五、六十万高かったのです。これは今から五、六年前の話ですね。そのとき、日本の建設業で働く子らは一般製造業よりも五、六十万低いのです。今ようやく我々の末端の子らが一般製造業に近づきつつあるのですが、まだ明確に追いついておるわけではないのです。

そこで、先ほど労務費の話が出ましたが、間違いなく国土交通省さん、本省のほうが設計労務単価を毎年毎年上げてくださったのは分かっております。分かっておりますが、そ

の設計労務単価を全て我々の末端の子らが受け取っているわけではなく、当然そこで何ぼかちよつとずつ値引きというか、会社経費を引きながら末端の子らに渡ったときに、その単価が果たして若い子らが入りたい業界の単価なのかどうかなのですか。

確かに今までの単価で物はできるのかも分らないです。橋も道路も建物もその単価でできるのかも分かりませんが、その値段が末端の子ら、若い子らがこの業界を目指して入りたい業界なのかどうか、果たしてどの値段が我々の業界の正の値段なのか、これは非常に答えを出すのは難しいと思います。難しいと思いますが、先ほど言いました、アメリカと日本で発注形態が違います。受注形態も違うので一概に単純な比較はできませんが、間違いなく年収スパンで考えるとアメリカのほうが五、六十万高かった。そのときは日本は一般製造業と比べて五、六十万低かった。

今我々は他産業と比べたときに、この広島ですら他の製造業があります。マツダの下請があります。マツダがあります。三菱があります。三菱の下請があります。この製造業と比べたときに、我々の業界の末端の手取りはいいか悪いか。隣の九州は今半導体の工場がたくさんできています。ここの募集する金額は30万です。新入社員が30万で募集されているのです。我々の業界はまだ30万で募集なんかできないのです。

どこの単価が正なのか、僕も答えは分かりません。分かりませんが、先ほどから繰り返しているように、我々業界に携わる人間は全てのことが新しい業界をつくるつもりでやっ
ていかないと、我々の業界は若い子が入りたい業界にはなり得ないので、何とぞそこも今後の国交省、本省はもちろんのこと、民間の発注者の方々にもそういうつもりで人を入れていかないと我々の業界は建物もつukれない、橋もつukれない、道路もつukれない。国の維持管理すらできない国に成り下がってしまいますので、そういったことも含め御指導のほどお願いしたいと思います。

【共通テーマ3】

【議題】

建設キャリアアップシステムによる各種システムの統一的運用について

【趣旨】

技能者一人一人の就業履歴や保有資格を登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、現場の効率化や適切な安全管理などにつながるシステムとして、建設キャリアアップシステ

ム（CCUS）の運用が始まっています。CCUSは業界初の基本的なインフラとなるシステムとのことですが、現在建設業界向けにほぼ同様のシステムが散在しており、元請総合工事業者ごとに使い分けなければならない状況にあります。

システム間のAPI連携は必ずしも十分ではなく、技能者登録を行うに当たってもシステムごとに同じような入力作業を繰り返し行わなければならないなど、事務の省力化を図る上での大きな妨げとなっています。CCUSによる各種システムの統一的運用を望むものであります。

また、CCUS自体の運用に関しても、次のような課題があり、貴局のご認識をお伺います。

- ・キャリアアップシステムに登録の時間を費やし行っているが 現状メリットとなる部分からはっきりと分からない。
- ・登録で完結ではなく、登録情報の変更、更新等の管理に時間、人件費がかかる。
- ・初回登録料以外にも、更新料・管理者ID利用料等もあり費用がかかる。
- ・技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境の整備というものが見えてこない。
- ・設計労務単価に反映されていない（金・銀・青・白）。
- ・CCUSカードを所持していたら、資格証の携帯が不要にならないか（法改正が必要？）
（例）カードリーダーにかざせば登録内容・資格等が表示されるなど。
- ・マニュアルが膨大過ぎて簡単に理解し切れない。

【（一社）日本左官業組合連合会中国ブロック会 要望】

議題「建設キャリアアップシステムによる各種システムの統一的運用について」ということで、趣旨は、技能者一人一人の就業履歴や保有資格を登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、現場の効率化や適切な安全管理などにつながるシステムとして、建設キャリアアップシステム（CCUS）の運用が始まっています。CCUSは業界初の基本的なインフラとなるシステムとのことですが、現在建設業界向けにほぼ同様のシステムが散在しており、元請総合工事業者ごとに使い分けなければならない状況にあります。

システム間のAPI連携は必ずしも十分ではなく、技能者登録を行うに当たってもシステムごとに同じような入力作業を繰り返し行わなければならないなど、事務の省力化を図る上での大きな妨げとなっております。CCUSによる各種システムの統一的運用を望むものであります。

次のページにCCUSのシステムの一覧があります。ここにあるだけでもこれだけございます。御見解をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

【中国地方整備局建政部 回答】

CCUS（建設キャリアアップシステム）ですけれども、今年3月末に東京で建設キャリアアップシステム運営協議会総会が開催されておりまして、そのときに議決されました2024年度事業計画の中に「API事業者との間でCCUSに登録された技能者基本情報等の共同利用の実施」という項目がございまして、そこには次期システム更新も見据えつつ共同利用するデータ項目、当該API事業者が共同利用できるデータの範囲、データの受け渡しの頻度や方法等について、API事業者、API事業者との契約者等と検討を進めるとされているところでございます。

本件につきましては、CCUSが今後発展するためにも必要な課題であると私も考えておりますので、ちょっと私らがどうこうできるという問題でもなさそうなので、お伺ひした御意見につきましては、中国地整からも本省を通じまして一般財団法人建設業振興基金にお伝えしたいと考えております。

以上でございます。

【司会】

共通テーマは以上となります。続きまして、自由討議に移らせていただきたいと思ひます。全体を通して御質問、御意見等はございますでしょうか。

【(一社)建設産業専門団体連合会 意見】

標準労務費というのがありまして、これが昨日も、ちょっと名前を控えますけれども、あるシンポジウムがございまして、本省と基金と私と出てパネルディスカッションみたいな形で、対象は元請さんだったのですけれども、今その元請さんの話題が2つ、懇親会の際に元請さんが寄ってこられて、いろいろ話をすると、まず1点がこの事務の効率化ということで今の話題が出ていました。そのときに基金の本部長が、3か年計画にもしっかりと組み込んでいるので、これだけ多いものに対してどこまで情報提供するかを今後決めて、しっかりとCCUSからこういうシステムに対して情報を流すという方向で進めていきま

すということで、3か年計画に出ていますので、恐らく3年ぐらいの間には間違いなく我々の事務効率は図れるのではないかと思います。

あともう1点が標準労務費をどう取り扱うかということについてですけれども、先ほどから設計労務単価を上げてほしいというお話があるのですけれども、基本的には設計労務単価は国の立てつけとしては調査価格ですので、それを無理くり上げてきていると。社会保険に入らせたから何%上げないと駄目だということで、財務省と折衝してきてずっと上げてきているという背景があって、基本は公共の発注が基本になっているわけですけれども、今回は業法改正で民間工事においても設計労務単価並みの賃金を技能者に流すということですから、恐らく鉄筋と型枠が先行になるのですけれども、いつも言われるのは、この現場とこの現場は違うのではないかと。

標準労務費を我々が見積り計上したときに、持っていったときに、現場の所長は何て言うか。いや、歩掛り調査をしている営繕のこの建物と我々の建物は違うでしょうと。当然想定しているものが違うわけですよ。工場なのかマンションなのかということもあるでしょうし、当然違うのです。なので、我々が行う行為は、現場に行って現場の所長と生産性を協議するのです。今回やってもらったのは、こういう建物の場合はこれぐらいの歩掛りですよというくぎを打ってもらった。なので、この現場と比較してうちの現場はやりやすいから生産性は高くなりますよねとか、この現場と比較してやりにくいから歩掛りが上がりますよねというような交渉をする。それによって歩掛りが決まる現場と、では、取りあえずこのラインで合意してやりましょうかということになれば、この歩掛りに設計労務単価を掛けて、後はそれに経費を掛ける。

これから経費の基準をどうするかという議論に入っていこうかと思いますけれども、一応営繕のほうでは業種によって多少のばらつきはありますけれども、大体26%。公共の発注であれば41%。それに職人安全基本法で今回決まった安全に関する経費をしっかりと見積り計上しなさいよというものが日左連と日本型枠で今協議をして出している、ちょっと方向性は違いますが、おおよそ3~5%ぐらいになるのではないかと。そうすると、国の基準の土木、公共の発注であれば45%ぐらいの経費になると。我々は45%ぐらいの経費をいただいて技能者に設計労務単価並みの単価を払うということになるわけです。

戻りますけれども、この設計労務単価というのは調査価格ですから、払ってほしいというのは、いただいたお金で払えば、これは8職種10団体で建専連でも最低という形で年収を明示しました。昨日も元請さんに説明したのですけれども、最低を出せば払い手に張

りつくのではないかと。いや、そういうことではないですよ。最低というのは職人がもらえる権利なのです。働き手がもらえる権利を明確化したのです。標準にすると、技能がそこまで追いついていないからと下げる理由を親方につくってしまうと。そうではない、最低で我々は明示して、この最低で人を採れる状況にしないと、これを上げていかないと来ないのですよ。元請さんは大体納得されていました。

ですので、我々はその最低年収以上のものを払うという行為をすれば、もらって払えば調査価格ですから、設計労務単価も上がっていくのです。上がったものに歩掛りを掛けるのでアップスパイラルでこの標準労務費も上がっていくのです。これで回していくということではないでしょうか。この仕組みを国交省のほうで業法改正でつくっていただいたので、我々はちゃんと説明していただいて払えば上がっていくのです。この分岐点にやっと立ったので、もらったら払う、理屈はそういうことです。払えば調査価格は上がっていくのです。ぜひとももらった業者、特に型枠、鉄筋から先行になりますから、もらったら払っていただきたいと思います。

もらうために、美德観の話を福井会長がされましたけれども、当然そうだと思います。だけれども、今マインドを変えるためには、業界で音頭を取ってゼネコンさんにしっかりと話をしていく過渡期に来ています。これは整備局の方というか我々の問題です。我々が腹をくくって、そうしてもらわないと、一個人の問題ではない、挨拶でも言いましたけれども、価格決定権者だけの問題ではなくて、将来的に御社に影響すると。名義人としたら会社のことを考えて、一個人ではなくて会社の将来を考えて、我々も勇気を振り絞って団体として声を上げて、コンプライアンス、法に触れないようにしていくという行為をしっかりとやっていただきたいということをお願いしたいと思います。

【司会】

ありがとうございます。併せてこれは本省にもお願いしなければいけないのですけれども、実は私は広島建設アカデミーという職業訓練法人の団体の長もしております。この団体は民間団体で複数社でやっている日本の中では恐らく一番古い団体になろうかと思えます。その団体が今年、本来であれば45期生の子が入るはずだったのですけれども、今年の4月1人も入らなかった。27団体、27社に新入社員が1人も入らなかったという現状があります。

それぐらい若い子が今我々の業界に入っていないという現状があるのですけれども、先

ほど来繰り返しておりますように、今後我々の業界が若い子が入りたい業界になったときに、なったときもありがたい話ですけれども、今後我々の業界に若い子が入ってきた、我々はその子を育てていかないといけないのですね。育成という部分が絶対出てきます。そのときに、先ほど岩田会長からも我々の業界のCCUSで大体このレベルの子だったらこれぐらいもらえる、白だったらこれぐらい、ブルーだったらこれぐらい、シルバーだったらこれぐらいもらえるという目標値があると。

これを私はある元請さんと話をしながら、こういう形になるでしょうと言いながらも、受注した会社から見ると、それならゴールドばかり集めてくれと言われるのです。その現場に対して、例えばゴールドのとびばかり10人集めてくれということになると、我々はどこで人を育てるのですかという話になるのですね。そこなのです。そのゴールドの子は間違いなく力量も上です。彼の能力は高い。でも、その子だけを集めて1つの現場につけると白の子はいつまでたっても育たないのですね。その縛りをつけるのはなかなか難しいかも知れませんが、ただ、ゴールドの子だけを集めている現場なんかにしたら白の子はいつまでたってもブルーにも上がれない、シルバーにも上がれない状況の中で、これは先ほどから、アメリカと比較するのもどうかと思いますが、アメリカのデービス・ベーコン法は1つの現場に対して未習熟者を何%、熟練工を何%と法律で縛っておるのですね。

そこまでするのがいいかどうかは僕も分かりませんが、何らかの形で縛りをつけていただかないと。というのが、なぜアメリカがそれをしておるかという、アメリカは人を育てるのに時間とお金がかかるのを理解しておるのですね。アメリカの労働省のほうはそれを理解しておるからこそその縛りができたのですね。人を育てていくに当たっては間違いなく時間とお金がかかります。それを発注者の方々に御理解いただかなければ、人なんか今のこの時期育てることが非常に困難になりますので、その縛りをつけていただきたいというのは本音ではありますけれども、何らかの形で、ゴールドだけ集めて仕事をすればそれは能率がいいのは分かり切っておるのですけれども、それだと人を育てることは不可能になってくるので、それを発注者の方に御理解いただいた上で満遍なく配属できるような方法論を何らかの形で考えていただくとありがたいなというのが本音です。

以上になります。ほか皆さん何かありますでしょうか。

【中国地方整備局 意見】

では、せっかくの機会なので。今日様々な御意見を聞かせていただきまして、ありがと

うございました。問題意識につきましてはほとんど共有できているのではないかと思います。問題意識も伝わってまいりましたし、決意みたいなものも私どものほうにしっかり伝わってきたなと思っております。やはり大事なのは給料ということだろうと思います。これがしっかり上がっていくことが担い手の確保にもつながってきますし、持続的な建設事業になっていくのだということ、それをしっかりやっていくことが大事だということだろうと思います。

公共事業というか国がやるものについては、我々がしっかりやればいいということで取組を進めたいと思います。ただ、やはりおっしゃられるように、民間工事までしっかり浸透していくことが本当に大事だということだと思えます。他方、やはり民間と民間の契約であるという部分に制約があって、どこまでそこに規制をかけるのか、やってもらうのか、そこは社会の中でのコンセンサスが要るということだろうと思います。そういう中で、今建設業法が改正され、品確法も改正され、新しいルールが加わりツールができてということで、一步を踏み出したのだらうと思えます。

そういったものが効率的、効果的に使われていくように私どもはしっかり取組を進めたいと思えますし、それに当たっては業界の皆様方からの意見もしっかり聞いた上で、どこを調べるのだということもありましたし、状況もしっかりお聞きした上でその運用をこれから決めていくという部分がありますので、しっかりコミュニケーションを取りながらやっていきたいと。その使い方も一緒に考えていくということだろうと思えますので、引き続きぜひよろしくお願いいたします。

賃金を上げていく、しっかり払うのだということでお話しいただきました。ぜひそのようにしていただきたいと思えます。賃金を上げていくためには、やはり他方で生産性の向上も大事なのだらうと思えます。これから仕事はいっぱいあると思えます。予算とかはもちろん必要ですけれども、災害が増えるし、施設は老朽化していくし、やらなければいけないことはもっとも増えていく、そういう中で担い手確保を進めていくということだろうと思えます。そのために、一方ではやはり省人化も大事だと思えます。少ない人間で一定の今までよりも多い仕事をこなしていくことが重要になっていくと思えます。これが逆に言うと働き方改革、短時間でいっぱい稼ぐということ、それは処遇改善にもつながるのだらうと思えます。

ばらばらではなくて一体的にこういうものが進んでいくという中で、生産性の向上、そのためには新技術を使っていく、技術をアップデートしていくというのが大事だらうと思

います。同じ仕事をできるだけ少なくするためには、やはりいろいろな技術で回していくことが重要なと思います。それが賃金も上がるし、処遇改善にもつながるということだろうと思います。ぜひそういった取組も進めていただきたいと思いますし、そういったものに対するサポートも私どもはやっていきたいと思っています。

いずれにしましても、最初に申し上げたようにコミュニケーションがすごく大事だと思います。基本的に業界をしっかりと維持していくのは我々の務めでもありますし、皆さんの考えていることもそのとおりだろうと思います。ぜひ一緒になってやりたいと思います。コミュニケーションが大事だと思います。またいろいろなご意見を聞かせていただければと思いますので、よろしくお願いします。

【(一社)建設産業専門団体連合会 意見】

昨日元請さんの前でお話しした話ですけれども、ちょっとその話にもなりまして、やはり生産性の向上が重要だと元請さんからも声が上がりましたし、私もそのように感じております。ただ、歴史を振り返ると、QCでどンドンどンドン生産性を高めようという流れがあったとき、あのときの失敗例は何か、それは元請さんに理解してほしいと。分配しなかったでしょうと。生産性が上がったならその生産性を正にして、次の現場もここがおまえらのスタート地点だ、だから、もっと生産性を上げろというような歴史がありますと。なので、ここに対しては発注行政の立場とされても、もしもそういう生産性が上がるような提案をしてきて、歩掛りが上がるときはしっかり下にも分配せよという御指導をぜひともお願いしたいと思っています。よろしくお願いします。